

学校法人松本歯科大学産学官連携ポリシー

学校法人松本歯科大学（以下「本法人」という。）は、本法人が設置する松本歯科大学の学則において、専門学術の教授・研究、有為な人材育成とともに、「国民の保健、医療、福祉への貢献、社会の発展と国際文化の向上を図る」ことを大学の目的として謳っています。これを実現するため本法人は、社会貢献を目指す産学官連携活動を重要な使命の一つとして位置づけ、次の行動指針に基づき活動します。

（産学官連携による共同研究等の推進）

1. 本法人は、国民の保健、医療、福祉に貢献し、社会の発展と国際文化の向上に貢献するため、産学官連携による創造性豊かな研究を積極的に推進します。

（技術移転）

2. 本法人は、日本の経済及び社会の発展と産業界の活性化に貢献するため、研究成果を積極的に産業界に技術移転することに努めます。

（地域振興）

3. 本法人は、健康産業を推進する松本地域に根ざした産学官連携活動を通じて、地域社会の発展に貢献するため、地域性を活かした知の活用に積極的に取り組みます。

（産学官連携の推進体制）

4. 本法人に産学官連携推進室を置き、学内事務部門とともに、学外組織とも連携を図りつつ、産学官連携活動を積極的に推進します。

（知的創造サイクルの確立）

5. 本法人は、産学官連携活動を推進するにあたり、自他の知的財産を尊重し、その創造、保護、活用の最大化を図り、知的創造サイクルの実現に努めます。

（透明性の確保）

6. 本法人職員は、透明性の高い産学官連携活動を行うため、関連法規、学内諸規程等を遵守し、公正かつ円滑な活動の推進に努めます。

（改廃）

7. この産学官連携ポリシーの改廃は、理事会の議決による。

附 則

この産学官連携ポリシーは、2012年4月1日から施行する。